

策定

平成4年12月25日

市民農園整備基本方針

京 都 府

市民農園の整備に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「法」という。）の趣旨に沿い、京都府の特性を生かした優良な市民農園の整備及び利用の促進を図るため、法第3条の規程により定めるものである。

第2 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 国民の自由時間の増大や余暇活動の内容の多様化、高齢化社会への急速な移行が進む中で、自然志向の高まりとあいまって、野菜や花を育て、土と親しむ場に対する需要が高まっている。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、また、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、潤いのある生活環境の形成に資するため、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農山村地域においては、豊かな自然環境を生かしつつ都市と農村が相互に交流できる新しい共生の場の創出や地域の活性化、農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため「むらおこし」の拠点施設などとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農山村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。

- 3 市民農園の整備は、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

また、京都府総合開発計画、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれたものでなければならない。

第3 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から、次の事項に留意して指定するものとする。

- 1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に利用できることと認められること。
- (2) 用水の確保及び排水が容易であり、また、自然的条件が作物栽培に適していると認められること。
- (3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、次の事項に留意すること。

- (1) 地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。

例えば、集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと。

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定する等十分留意すること。
- (3) 地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

道路、下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこととすること。

5 林業との調整

林業との土地利用の調整を図るため、林業上の土地利用に支障を及ぼさない位置に指定すること。

第4 市街化区域における市民農園の開設に関する事項

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域における市民農園の整備に当たっては、次の事項に留意し、都市計画との調整を十分図ること。

- (1) 地域地区等の土地利用計画と調和すること。なお、特定市（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第2項第3号ロ及びハに規定する市をいう。）における市民農園については、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区内での開設となるよう配慮すること。
- (2) 都市施設に係る事業及び市街地開発事業に支障を及ぼさないこと。

第5 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 周辺地域における営農条件の確保及び生活環境の保全に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- 2 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、都市住民等のレクリエーション需要の充足、周囲の景観との調和、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 3 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稻以外の農産物を栽培する場合にあたっては、排水等に留意すること。
- 4 農地に区画を設ける場合は、1区画の面積をおおむね20平方メートル以上とし、標識杭、ロープ等により各区画の境界を明らかにすること。
- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備及び機能に支障を期さないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、次の市民農園施設を備えること。

なお、市民農園施設の位置、構造及び建築面積等の規模については、当該市民農園の規模、区画数等に照らして適正なものとするとともに、市民農園施設が目的外に使用されることのないこと。

園路

休憩施設

便所

手洗場、水飲場その他の給排水施設

農機具収納施設

ごみ置場

駐車（輪）場（設置位置、周辺の道路状況等からみて必要な場合）

必要に応じ、堆肥舎、講習施設、宿泊施設、遊具等の施設を設けることが望ましいこと。

また、上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。

7 農用地区域においては市民農園施設の用に供される土地が農振法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用される必要があるため、次の事項に留意すること。

(1) 農振法第3条第4号に規定する農業用施設に該当する市民農園施設を整備しようとするときは、市民農園の開設の認定時において、用途区分が農業用施設用地とされていること。

(2) 農振法第3条第3号又は第4号に規定する施設に該当しない市民農園施設を整備しようとするときは、その用に供する土地が市民農園の開設の認定時において、農用地区域以外の区域であること。

8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準（昭和34年10月27日付け34農地第3353号（農）農林事務次官通達）」（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域においては、「市街化調整区域における農地転用許可基準（昭和44年10月22日付け44農地B第3165号農林事務次官通達）」に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。

また、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う場合は、同法の開発許可担当部局と十分な調整を行うこと。

9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るとともに、道路交通への障害を防止するよう配慮すること。

第6 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

1 広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者が市民農園を利用できる機会を創出することとともに、農園や施設の利用料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。

2 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、指導員等を配置するなど、巡回、指導等の体

制を整備すること。

- 3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会の開催等により、市民農園の利用者相互及び地元農業者との交流が図られるよう配慮するものとし、また、これらの活動を通じて利用者による農園利用組合等の組織育成に努め、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第7 その他必要な事項

市民農園の整備の円滑な実施のため、次の支援措置を講じる。

- 1 資金の確保、あっせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動等
- 4 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成
- 5 市民農園の整備・運営に関する補助事業等の積極的な活用